

1 町内清掃(ポイ捨てごみ清掃)時の分別について

<p>燃える素材でできたもの (紙くず、落葉、たばこの吸殻、新聞・雑誌類)</p>			<p>燃やすごみ袋</p>
<p>草、剪定枝</p>		<p>袋に入らない草、木等は風で飛ばないようにしておいてください。</p>	
<p>びん・かん類 (口に入る飲料等の入っていたもの)</p>			<p>資源ごみ</p>
<p>びん・かん類と金属類は別々に分けてください</p>			
<p>金属類</p>			<p>資源ごみ</p>
<p>小型家電品は別の袋に分けてください</p>			
<p>小型家電品</p>			<p>資源ごみ</p>
<p>プラスチック製品全般</p>			<p>その他プラ</p>
<p>陶器、ガラス、ゴム製品、 錆びた金属やかんなど</p>			<p>埋立ごみ</p>
<p>水路の土(泥)</p>		<p>他のごみとは分けて「土(泥)」だけで集積し、なるべく土のう袋に入れてください。</p>	

※家庭ごみや事業ごみは出さないでください。

※交通に支障がない場所、付近にお住まいの方に迷惑のかからない場所に集積してください。

2 清掃中の草刈機使用にあたっての注意点

草刈機の使用による清掃作業中の事故が発生しています。次の点に注意して安全に作業してください。

(作業前に)

- ・ 疲れている時や、身体の調子が悪い時は、作業を控えましょう。
- ・ 作業に適した作業着を着て、保護めがねやゴーグル等の保護具を着用しましょう。

(草刈機使用前に)

- ・ 作業場所の地形を確認し、必要に応じて安全対策を講じましょう。
空き缶や石など刃に当たると飛び跳ねる物や、針金やロープといった刃に巻きつく恐れのある物が無いか、事前に確認し、取り除いてください。
- ・ 飛び石の可能性がある場合には、周囲をブルーシートで囲うなど、必ず安全に作業ができる対策を行ってください。



(草刈機使用中に)

- ・ 作業中は15メートル以内に人を近づけないようにしてください。
小さい子どもがいる時は特に注意してください。
- ・ 傾斜面での作業は滑りやすく、地面の状態も場所によって異なります。
一歩ずつ確認しながら作業を進めてください。

3 清掃中における事故の見舞金等の請求について

事故無く、ケガ無く、作業が行われることが一番ですが、万が一清掃作業中に起きた事故で病院に通院や入院することになった際は、市役所環境推進課へご連絡をお願いします。

事前に町内清掃ごみ収集申請書（奉仕活動計画書）が提出されていることなど、いくつか条件はありますが、下松市で加入している保険の対象になる可能性があります。保険の審査・申請に必要なもの等は電話にてお伝えします。